

〔32 釈 文〕 群馬郡元惣社村伊勢参宮許可願い

(年次不詳)

乍レ恐以ニ書付一奉レ願候事

家主

一 利右衛門

年三拾五

利左衛門甥

一 庄助

年貳拾

五左衛門弟

一 七之助

年貳拾五

又七從弟六右衛門男子

一 丑之助

年三拾壹

伊兵衛伯父忠右衛門男子

一 甚太

年拾五

右之者共、立願御座候ニ付、伊勢参宮仕度

奉レ願候、当月十二日出立仕、来月十二日頃迄

日数三十日程、御暇被ニ下置一度奉レ願候、

奉レ願候通被ニ仰付一被ニ下置一候ハ、難レ有奉レ存候、以上

向領元惣社村 組頭 庄右衛門印

同 武左衛門印

同 伝左衛門印

同 久米右衛門

名主 権兵衛印

同 清右衛門印

向領

御代官御役所

【32読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以（もつ）て願い奉（たてまつ）り候事

家主

一利右衛門

年三拾五

利左衛門甥（おい）

一庄助

年式拾

五左衛門弟

一七之助

年式拾五

又七従弟（いとこ）六右衛門男子

一丑之助

年三拾壹

伊兵衛伯父（おじ）忠右衛門男子

一甚太

年拾五

右の者共、立願（りつがん）御座候に付、伊勢参宮仕（つかまつ）り度（たく）願い奉り候、当月十二日出立（しゅつたつ）仕り、来月十二日頃迄、日数三十日程御暇（おいとま）下し置かれ度願い奉り候、願い奉り候通り仰せ付けられ下し置かれ候はば、有り難く存じ奉り候、以上

向領（むかいりょう）元惣社村 組頭 庄右衛門 印

同 武左衛門 印

同 伝左衛門 印

同 久米右衛門

未 名主 権兵衛 印

同 清右衛門 印

正月

向領

御代官御役所